

## 岐阜県健康づくり優良活動表彰実施要綱

### （目的）

第1条 ヘルスプランぎふ21（岐阜県健康増進計画）の趣旨に則り、地域での主体的な健康づくり活動に積極的に取り組む団体、自治体及び企業等並びに従業員の健康づくりに積極的に取り組む企業等を表彰することにより、その功績を称えとともに、優れた取組みを県内に広く周知し普及を図ることで、県民の健康づくり活動を促進することを目的とする。

### （実施主体）

第2条 岐阜県及びヘルスプランぎふ21推進会議を主催とする。

### （表彰の種類）

第3条 表彰の部門は次のとおりとする。

- （1）自治体部門
- （2）団体部門
- （3）企業部門
- （4）健康経営優良企業（大規模）部門
- （5）健康経営優良企業（中小規模）部門

### （表彰対象）

第4条 表彰の対象は、次の要件に該当するものとする。

- （1）第3条の（1）～（3）については、地域住民への健康づくり活動を行っている岐阜県内にある自治体、自治会、ボランティア団体、企業等で、以下に該当するもの。
  - イ 健康づくり活動が継続的な（概ね1年以上の）取り組みであること。
  - ロ 健康づくり活動が営利を目的としないものであること。
  - ハ 過去5年間に、重大かつ悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けたことがないこと。
- （2）第3条の（4）及び（5）については、岐阜県健康経営推進事業実施要領における「岐阜県健康経営宣言企業」に登録があり、従業員の健康づくりについて優れた取組みを行っている企業。

### （表彰の対象活動）

第5条 前条の健康づくり活動とは、次のいずれかにあてはまるものとする。

- （1）健（検）診の受診促進や健康教室の普及に関すること
- （2）食生活・栄養の改善に関すること
- （3）身体活動・運動の習慣化や促進に関すること
- （4）休養・こころの健康の推進に関すること
- （5）たばこ対策（禁煙支援・受動喫煙防止）に関すること
- （6）アルコール対策に関すること
- （7）歯と口腔の健康に関すること
- （8）女性の健康保持・増進に関すること
- （9）その他、健康づくりに寄与するものと認められる取組み

(応募方法)

第6条 候補者の応募は、以下のとおりとし、岐阜県健康づくり優良活動表彰応募申込書（別紙様式）を知事に提出することにより行うものとする。

(1) 第3条の(1)～(3)については、自薦又は他薦により行うものとする。また、他薦の場合は、市町村、保健所、ヘルスプランぎふ21に記載のある関係団体からの推薦による。

(2) 第3条の(4)及び(5)については、自薦のみとする。

(被表彰者の決定)

第7条 被表彰者は、ヘルスプランぎふ21推進会議に所属する学識経験者等で、地域社会への貢献等の観点を鑑みて選考するものとし、表彰対象数及び具体的な基準、方法等は別に定める。

(表彰状の授与)

第8条 知事は、被表彰者に対し表彰状を授与し、これに副賞を付することができる。

(表彰の取り消し)

第9条 被表彰団体が著しく不当な行為を行い、被表彰団体として適当でないと認められるときは、表彰を中止し、または既に行った表彰を取り消すことができる。この場合において、表彰を取り消した団体に対しては、既に受領した表彰状等の返還を求めることができる。

(表彰結果の公表)

第10条 表彰結果及び表彰された取組みについては、岐阜県のホームページなどで公表する。

(デザイン等の使用)

第11条 被表彰団体は、県が指定する健康づくり優良活動表彰の名称及び表彰を受けた部門のロゴマークのデザイン、イラスト等を使用して広報活動を展開することができるものとする。ただし、販売する商品や担保提供もしくは転貸し、又は代理使用を許諾することは認められない。

2 表彰が取り消しとなった場合は、速やかに使用を中止するものとする。

(その他)

第12条 表彰に必要な事務は、岐阜県健康福祉部健康推進課において取り扱う。

2 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 2 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 7 日から施行する。